

1	2	3	4	5
事業区分	交付対象事業者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	交付額	申請書提出先
社会福祉施設等物価高騰 支援対策事業（介護サ ービス等）	ア 老人福祉法（昭和38 年法律第133号）第20 条の4、第20条の5及び 第20条の6で規定する施 設を運営する事業者 イ 介護保険法（平成9年 法律第123号）第8条及 び第115条で規定する各 種介護サービス（居宅療養 管理指導を除く）の提供が される施設等を運営する事 業者 ウ 高齢者の居住の安定確 保に関する法律第5条第1 項の規定により広島県知事 が登録をしているサービス 付き高齢者向け住宅を運営 する事業者	〈入所・居住系サービス（介護予防サービス 含む。）〉 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに 限る。） ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅 介護）（宿泊サービスに限る。） ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅	・1人当たり年28,800円以内×給付対象利 用者数（人） ※給付対象利用者数は、令和8年1月1日から令 和8年3月31日までの期間において、施設等 における各サービスの給付を受けた月平均実利用者 数（端数が生じた場合は切り上げ）。ただし、令 和8年1月1日以降に新規指定又は再開した場 合は、令和8年1月1日を令和8年4月1日に、令 和8年3月31日を令和8年6月30日と読み替 える。（この表において以下同じ。） ※同一サービス種別において介護サービスと介護 予防サービスの両方で指定を受けている場合は、 1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所とし て指定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、 併給可能。 ※小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サー ビスと通いサービスを合わせて提供する施設等にお いて、両方のサービスの給付を受けた日は、通所 事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等 の利用者数として計上するものとする。	健康福祉部高齢介護課
		〈通所系サービス（介護予防サービス・総合 事業含む。）〉 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護（通所サービスに 限る。） ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅 介護）（通所サービスに限る。） ・介護予防・日常生活支援総合事業の第1号 通所事業	・1人当たり年9,600円以内×給付対象利 用者数（人） ※同一サービス種別において介護サービスと介護 予防サービスの両方で指定を受けている場合は、 1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所とし て指定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、 併給可能。	
		〈その他訪問系事業所等（介護予防サー ビス・総合事業含む）〉 ・訪問介護 ・訪問看護 ・介護予防・日常生活支援総合事業の第1号 訪問事業 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売	・1事業所当たり30,000円以内 ※同一サービス種別において介護サービスと介護 予防サービスの両方で指定を受けている場合は、 1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所とし て指定を受けている場合に限り、申請可能。 ※他のサービスと一体的に運営されている場合、 併給可能。	
社会福祉施設等物価高騰 支援対策事業（障害福祉 サービス）	ア 障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援す るための法律（平成17年 法律第123号）第5条の 規定により障害福祉サー ビスを行う事業所又は相談 支援を行う事業所 イ 児童福祉法（昭和22 年法律第164号）第6条 に規定されている児童発達 支援、放課後等デイサー ビス、障害児相談支援を行 う事業所	〈入所・居住系サービス〉 ・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・短期入所	・1人当たり年28,800円以内×給付対象利 用者数（人） ※障害者支援施設が実施する日中系サービスとの 併給可能。	健康福祉部障害福祉課
		〈通所系〉 ・生活介護 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・児童発達支援（児童発達支援センターに限 る。）	・1人当たり年9,600円以内×給付対象利 用者数（人） ※他のサービスと一体的に運営されている場合、 併給可能（多機能型事業所を含む。）。	
		〈その他居宅介護系など〉 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・障害児相談支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・児童発達支援（児童発達支援センターを除 く。） ・放課後等デイサービス	・1事業所当たり30,000円以内 ※複数のサービスを提供する事業所の場合、い ずれか一つのサービス種別においてのみ、交付申 請を行うことができる。 ※介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供 している場合は介護分で申請すること。	

※交付額を算定するにあたり、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。